

株式会社葵総合保険 アクセス制御方針

情報サービスにアクセスに関し、業務の職務権限に合致するように以下にアクセス制御方針を定める。

- 1 システム管理者の許可した社員等は、全ての情報資産へのアクセスを可能とする。
- 2 前項以外の社員等については、原則として情報資産へのアクセス権を与えない。
但し、システム管理者が特別に許可した場合には、許可した範囲でのアクセスを可能とする。
- 3 アクセス権については、システム管理者が決定し、社員等に周知する。
- 4 アクセス権については、人事異動及び退職者が発生した場合にシステム管理者が速やかに見直しを行う。
- 5 情報サービスにアクセスするための手順を「安全対策手順書」に定める。
- 6 外部アクセスは営業所及び株式会社葵リスクコンサルティング事務所のみとし、他からのアクセスは禁止する。
- 7 監視カメラシステムは、社長が管理する。

平成25年7月1日

作成者 : システム管理者 吉田 泰輝

承認者 : 代表取締役 辻本 一三